

未熟児養育医療給付を申請される方へ

未熟児養育医療の給付は、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とするお子さんに対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担することで、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的としています。お子さんの退院前に、菊川市子育て応援課へ申請してください。

1. 制度説明

(1) 対象者

菊川市内に住所を有する未熟児で、次に掲げるいずれかの条件を満たし、医師から入院による未熟児養育が必要と認められたお子さんが対象となります。

- 出生時体重 2,000 グラム以下
- 生活力が特に薄弱であって問題となる症状を示している。

(2) 助成対象となる医療

養育医療券を医療機関に提示することで、助成対象医療(診察・薬剤または治療材料の支給・医学的処置・手術及びその他の治療・病院または診療所への入院及び診療に伴う世話その他の看護・移送など)に対する医療機関窓口での支払いを一時的に市が公費負担します。

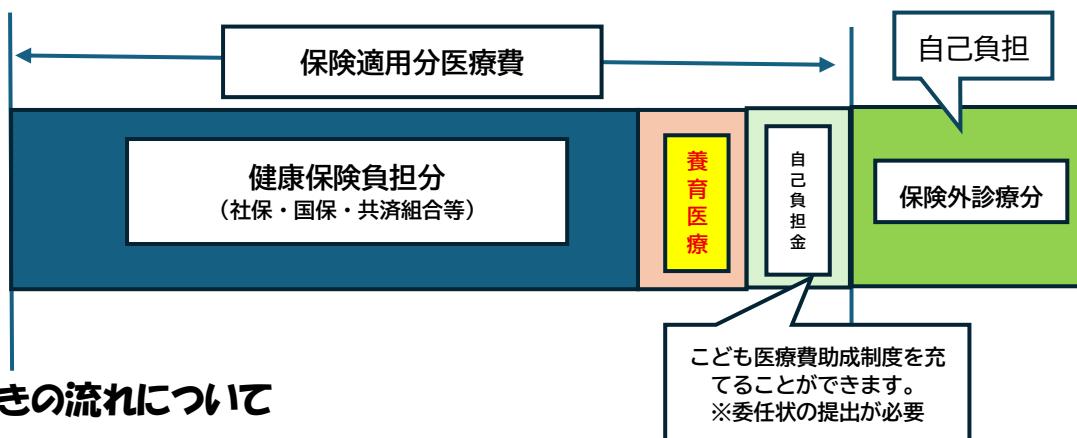
※おむつ代など保険適応外のお支払いは個人負担となります。

※医療費の助成は指定医療機関での入院における治療に限られます。

(3) 自己負担金　※世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担金が生じます。

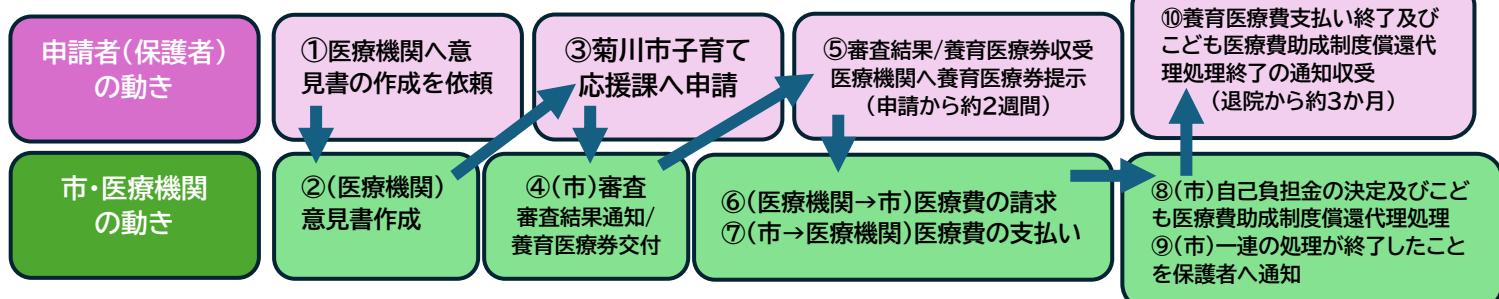
(2)で一時に市が公費助成した医療費等に対して、お子さんの退院後、世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担額(保護者徴収金)が決定します。「こども医療費償還払いへの委任状」をご記入いただくことで、未熟児養育医療自己負担金の支払いについて、「こども医療費助成制度」償還払いを市で代理申請させていただき、行政間で処理させていただきます。

【費用負担のイメージ】



2. 手続きの流れについて

未熟児養育医療の助成制度は複雑であるため、以下に流れを示します。



3. 申請手続きについて

以下の必要な書類等をご準備のうえ、菊川市子育て応援課へ、お子さんが退院する前に申請してください。書類不備のものは受理できません。

(1) 持参する書類等

必要なもの		備考
1	医療保険の加入関係を確認するための書類、こども医療費受給者証	<ul style="list-style-type: none">・医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認証」・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」・養育医療給付申請までにお子さんの医療保険の加入関係を確認するための書類が準備できない場合は、お子さんを扶養する方の医療保険の加入関係を確認するための書類をお持ちください。
2	世帯全員分の個人番号が確認できるもの	<p>【以下のいずれか1点】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード(マイナンバーカード)・個人番号が記載された住民票の写し・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
3	申請者の身元確認書類	<p>【以下のいずれか1点】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・旅券(パスポート)

(2) 記入(作成依頼)する書類 ※様式は菊川市子育て応援課窓口か、市ホームページから取得いただけます。

必要なもの		備考
1	養育医療給付申請書	保護者が記入してください。
2	養育医療意見書	指定医療機関の医師が記入するものです。
3	世帯調書	保護者が記入してください。

(3) その他状況に応じて必要な書類

必要なもの		備考
1	こども医療費償還払いへの委任状	ご記入いただくことで、未熟児養育医療自己負担金の支払いについて「こども医療費助成制度」償還払いを市で代理申請させていただき、行政間で処理させていただきます。
2	世帯の市町村民税額を証明する書類、または同意書	<p>同意書にご記入いただければ、課税証明書等の提出は必要ありません。同意書のご提出をいただいた場合、行政内で課税額の確認をさせていただきます。</p> <p>申請日前1~2年以内に菊川市へ転入された方は、場合によりマイナンバーによる前住所地へ課税額情報照会をさせていただくことがありますのでご了承ください。</p> <p>※同意いただけない場合、証明書の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・4~6月に申請する方:前年度の(非)課税証明書・7~3月に申請する方:当該年度の(非)課税証明書

【お問い合わせ先】 菊川市子育て応援課こども保健係(プラザけやき内) TEL 0537-37-1136